

## 長野駅善光寺口利活用ネットワーク 会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、長野駅善光寺口利活用ネットワーク規約第6条に規定する会費について必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 年会費は、別表によるものとする。

2 年会費は、複数年度分を一括して先支払いできるものとする。ただし、この場合であっても、会員の途中退会、本会の解散等の諸事情による返金には応じないものとする。

3 正会員となった団体からは、当該代表以外に複数の会員を登録することができるものとする。

4 日常の連絡は、メールやインターネットによるものとする。ただし、郵送、FAXによる連絡を希望する会員にあっては、会員区分によらず年間1千円の通信費を支払うものとする。

(入会金)

第3条 本会では初年度の年会費納入を入会時の要件とする。

制定 平成24年8月9日

(別表)

会員区分	年会費
正会員（個人）	個人5千円
正会員（団体）	代表1万円 代表以外1名につき5千円
正会員（行政団体）	会費無料
賛助会員	1口1万円（個人、団体等）
サポート会員	会費無料
顧問	会費無料
アドバイザー	会費無料
オブザーバー	会費無料